

[別紙]

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）について（概要）

1. 改正の趣旨

- 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）別表第一第28号及び別表第二第94号の規定に基づき、毒物及び劇物については、法別表第一及び別表第二で指定するもののほか、政令で指定するとされているところ。
- 毒物の指定等に係る薬事・食品衛生審議会答申（平成30年3月26日）を踏まえ、新たに7物質を毒物に、11物質を劇物に追加するとともに、4物質を劇物から除外するため、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）について、所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

(1) 次に掲げる物を新たに「毒物」に指定する。

- 1) 5-イソシアナト-1-（イソシアナトメチル）-1, 3, 3-トリメチルシクロヘキサ
ン 【CAS番号 4098-71-9】
 - 2) 2-クロロピリジン 【CAS番号 109-09-1】
 - 3) （ジクロロメチル）ベンゼン 【CAS番号 98-87-3】
 - 4) （トリクロロメチル）ベンゼン 【CAS番号 98-07-7】
 - 5) ビス（4-イソシアナトシクロヘキシル）メタン 【CAS番号 5124-30-1】
 - 6) 2-ヒドロキシエチル=アクリラート 【CAS番号 818-61-1】
 - 7) 2-ヒドロキシプロピル=アクリラート 【CAS番号 999-61-1】
- （注：上記7物質を含有する製剤を含む。）

(2) 次に掲げる物を新たに「劇物」に指定する。

- 1) N-（2-アミノエチル）エタン-1, 2-ジアミン 【CAS番号 111-40-0】
 - 2) エタン-1, 2-ジアミン 【CAS番号 107-15-3】
 - 3) ジエチル=スルフアート 【CAS番号 64-67-5】
 - 4) N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジアミン 【CAS番号 109-55-7】
 - 5) 水酸化リチウム 【CAS番号 1310-65-2】
 - 6) 水酸化リチウム-水和物 【CAS番号 1310-66-3】
 - 7) 1, 2, 3-トリクロロプロパン 【CAS番号 96-18-4】
 - 8) 二酸化アルミニウムナトリウム 【CAS番号 1302-42-7】
 - 9) N, N'-ビス（2-アミノエチル）エタン-1, 2-ジアミン 【CAS番号 112-24-3】
 - 10) ホスホン酸 【CAS番号 13598-36-2】
 - 11) レソルシノール。ただし、レソルシノール20%以下を含有する製剤を除く。 【CAS番号 108-46-3】
- （注：上記11物質を含有する製剤を含む。）

(3) 次に掲げる物について、既に有機シアン化合物及びこれを含有する製剤として指定されている「劇物」から除外する。

1) 1—(3—クロロ—2—ピリジル)—4′—シアノ—2′—メチル—6′—(メチルカルバモイル)—3—[[5—(トリフルオロメチル)—2H—1, 2, 3, 4—テトラゾール—2—イル]メチル]—1H—ピラゾール—5—カルボキサニリド 【CAS番号 1229654-66-3】

2) 4′—(シアノメチル)—2—イソプロピル—5, 5—ジメチルシクロヘキサンカルボキサニリド 【CAS番号 1857331-83-9】

3) 2, 3, 3, 3—テトラフルオロ—2—(トリフルオロメチル)プロパンニトリル 【CAS番号 42532-60-5】

(注：上記3物質を含有する製剤も除く。)

(4) 既に無水酢酸及びこれを含有する製剤として指定されている「劇物」から、次に掲げるものを除外する。

○ 無水酢酸0.2%以下を含有する製剤 【CAS番号 108-24-7】

3. 公布日等

公布日：平成30年6月下旬（予定）

施行期日：平成30年7月1日

※ 2. (3) 及び (4) については公布の日。

4. 経過措置

(1) 新たに毒物又は劇物に指定した物を、施行の際現に製造・販売等している者については、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業に係る法第3条、第7条及び第9条の規定は、平成30年9月30日までの間は、適用しないものとする。

(2) 新たに毒物又は劇物に指定した物のうち、施行の際現に存するものについては、毒物又は劇物に係る法第12条第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の必要事項の表示の規定は、平成30年9月30日までの間は、適用しないものとする。